

東京都産業教育振興会後援名義使用等承認事務取扱要項

1 目的

産業教育の普及向上に寄与する事業を実施するものに対して、本会の後援の名義使用等を承認するための基準とする。

2 使用承認できる名義

東京都産業教育振興会

3 後援名義の使用等承認基準

(1) 主催者についての承認基準

- 1) 地方公共団体
- 2) 学校の連合体
- 3) 公益法人及びこれに準ずる団体
- 4) 学術研究機関等
- 5) その他

(2) 事業内容についての承認基準

- 1) 事業内容が明らかに産業教育に寄与するもので、公益性のあるものであること。ただし、宗教活動や営利活動などに関連するものと認められるものは除く。
- 2) 「東京都産業教育振興会」の名義を用いることにより、事業実施上明らかに効果的であると判断されるもの。

(3) その他の審査基準

- 1) 主催団体、主催者及び主催代表責任者の存在が明確であること。
- 2) 主催団体及び主催者の基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。
- 3) 役員その他事業関係者は身分等の明らかな者。
- 4) 講習会等にあつては、その講師等が事業目的に真に適当な人であること。
- 5) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。

4 申請手続

後援名義の使用等承認に当たっては次の書類を添付した申請書を提出させる。

- 1) 主催者の存在、基礎を明らかにする書類。
- 2) 役員その他事業関係者の住所あるいは身分等を明らかにする書類。
- 3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（予算書を含む）。

5 承認の条件

- 1) 後援名義使用等承認期間は承認した日から当該事業終了までとし、長期にわたるものは、6ヶ月を限度とすること。ただし、引き続き申請のある場合又は作品等の募集等に相当期間を必要とする等事業の性質上やむを得ない場合はこの限りでない。
- 2) 後援名義使用等承認後、事業計画の変更があつた場合は、直ちに届けさせる。
- 3) 事業終了後は、その結果についての報告書を提出させる。
- 4) 賞状等の贈呈以外の経費の負担をしない。

6 決定の方法

- 1) 東京都産業教育振興会の後援名義の使用等承認については常任理事及び事務局長が協議のうえ東京都産業教育振興会会長が決定する。
- 2) 東京都産業教育振興会の賞状等の贈呈については常任理事及び事務局長が協議のうえ会長が決定する。

7 承認等の通知

- 1) 承認等の通知は別記承認書例により作成し、必要に応じ所要の補正を加えることができる。
- 2) 承認の通知文の発信者は東京都産業教育振興会長名を使用する。

8 承認の取り消し、他

- 1) 承認の決定後、承認に不都合な事態が発生して場合は承認を取り消し、申請者に文書で通知する。
- 2) 名義の無断使用があつた場合は直ちに申請者に文書で警告する。

付則 この要項は平成20年9月1日から施行する。